

## 資料9-4

### 1号認定 公立幼稚園・幼稚園型認定こども園

階層区分		利用者負担額			
		年少		年中・年長	
		現行	変更後	現行	変更後
1 生活保護	第1子	0	0	0	0
	第2子	0	0	0	0
	第3子以降	0	0	0	0
2 市民税非課税・均等割のみ	第1子	0	0	0	0
	第2子	0	0	0	0
	第3子以降	0	0	0	0
3 市民税所得割額5,500円未満	第1子	8,000	3,000	5,000	3,000
	第2子	4,000	1,500	2,500	1,500
	第3子以降	0	0	0	0
4 市民税所得割額66,500円未満	第1子	8,000	5,000	5,000	4,000
	第2子	4,000	2,500	2,500	2,000
	第3子以降	0	0	0	0
5 市民税所得割額77,100円以下	第1子	8,000	6,000	5,000	4,000
	第2子	4,000	3,000	2,500	2,000
	第3子以降	0	0	0	0
6 市民税所得割額 211,200円以下	第1子	8,000	8,000	5,000	5,000
	第2子	4,000	4,000	2,500	2,500
	第3子以降	0	0	0	0
7 市民税所得割額 211,200円以上	第1子	8,000	8,000	5,000	5,000
	第2子	4,000	4,000	2,500	2,500
	第3子以降	0	0	0	0

2号認定 公立幼稚園型認定こども園

階層区分		利用者負担額				
		年少		年中・年長		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護	第1子	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0
		第3子以降	0	0	0	0
B	市民税非課税	第1子	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0
		第3子以降	0	0	0	0
C	均等割のみ	第1子	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0
		第3子以降	0	0	0	0
D1	市民税所得割額5,500円未満	第1子	4,000	3,900	4,000	3,900
		第2子	2,000	1,900	2,000	1,900
		第3子以降	0	0	0	0
D2	市民税所得割額 5,500円以上48,500円未満	第1子	5,000	4,900	5,000	4,900
		第2子	2,500	2,400	2,500	2,400
		第3子以降	0	0	0	0
D3	市民税所得割額 48,500円以上50,300円未満	第1子	6,000	5,900	6,000	5,900
		第2子	3,000	2,900	3,000	2,900
		第3子以降	0	0	0	0
D4	市民税所得割額 50,300円以上57,600円未満	第1子	8,000	7,900	8,000	7,900
		第2子	4,000	3,900	4,000	3,900
		第3子以降	0	0	0	0
D5	市民税所得割額額 57,600円以上66,500円未満	第1子	9,000	8,900	9,000	8,900
		第2子	4,500	4,400	4,500	4,400
		第3子以降	0	0	0	0
D6	市民税所得割額 66,500円以上84,400円未満	第1子	10,200	10,000	9,200	9,100
		第2子	5,100	5,000	4,600	4,500
		第3子以降	0	0	0	0
D7	市民税所得割額 84,400円以上102,400円未満	第1子	12,400	12,200	9,400	9,300
		第2子	6,200	6,100	4,700	4,600
		第3子以降	0	0	0	0
D8	市民税所得割額 102,400円以上120,500円未満	第1子	12,600	12,400	9,600	9,500
		第2子	6,300	6,200	4,800	4,700
		第3子以降	0	0	0	0
D9	市民税所得割額 120,500円以上138,300円未満	第1子	12,800	12,600	9,800	9,700
		第2子	6,400	6,300	4,900	4,800
		第3子以降	0	0	0	0
D10	市民税所得割額 138,300円以上156,500円未満	第1子	13,000	12,800	10,000	9,800
		第2子	6,500	6,400	5,000	4,900
		第3子以降	0	0	0	0
D11	市民税所得割額 156,500円以上174,400円未満	第1子	13,000	12,800	10,000	9,800
		第2子	6,500	6,400	5,000	4,900
		第3子以降	0	0	0	0
D12	市民税所得割額 174,400円以上192,400円未満	第1子	13,000	12,800	10,000	9,800
		第2子	6,500	6,400	5,000	4,900
		第3子以降	0	0	0	0
D13	市民税所得割額 192,400円以上210,400円未満	第1子	13,000	12,800	10,000	9,800
		第2子	6,500	6,400	5,000	4,900
		第3子以降	0	0	0	0
D14	市民税所得割額 210,400円以上228,500円未満	第1子	13,000	12,800	10,000	9,800
		第2子	6,500	6,400	5,000	4,900
		第3子以降	0	0	0	0
D15	市民税所得割額 228,500円以上267,500円未満	第1子	13,000	12,800	10,000	9,800
		第2子	6,500	6,400	5,000	4,900
		第3子以降	0	0	0	0
D16	市民税所得割額 267,500円以上327,500円未満	第1子	13,000	12,800	10,000	9,800
		第2子	6,500	6,400	5,000	4,900
		第3子以降	0	0	0	0
D17	市民税所得割額 327,500円以上	第1子	13,000	12,800	10,000	9,800
		第2子	6,500	6,400	5,000	4,900
		第3子以降	0	0	0	0

2・3号認定 認可保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育・保育ママ・事業所内保育

平成27年度 保育料徴収基準額表(全施設)

階層	市民税の所得割額(※) 4月～8月 平成26年度市民税 9月～3月 平成27年度市民税	0歳～2歳児		3歳児クラス		4・5歳児クラス	
		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0
B	非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	均等割のみ世帯	5,800	5,700	3,250	3,190	3,250	3,190
D1	5,500 円未満	6,850	6,730	4,300	4,220	4,300	4,220
D2	5,500 円以上 48,500 円未満	8,100	7,960	5,550	5,450	5,550	5,450
D3	48,500 円以上 50,300 円未満	9,000	8,840	6,450	6,340	6,450	6,340
D4	50,300 円以上 57,600 円未満	10,950	10,760	8,400	8,250	8,400	8,250
D5	57,600 円以上 66,500 円未満	13,500	13,270	10,950	10,760	10,950	10,760
D6	66,500 円以上 84,400 円未満	18,800	18,480	16,250	15,970	16,650	16,380
D7	84,400 円以上 102,400 円未満	25,400	24,960	19,750	19,410	19,850	19,580
D8	102,400 円以上 120,500 円未満	32,350	31,800	24,950	24,610	25,050	24,770
D9	120,500 円以上 138,300 円未満	36,990	36,360	28,150	27,800	28,250	27,970
D10	138,300 円以上 156,500 円未満	42,320	41,600	32,350	32,000	32,450	32,170
D11	156,500 円以上 174,400 円未満	47,650	46,830	36,350	36,000	36,450	36,170
D12	174,400 円以上 192,400 円未満	48,480	47,650	36,350	36,000	36,450	36,170
D13	192,400 円以上 210,400 円未満	49,310	48,470	36,350	36,000	36,450	36,170
D14	210,400 円以上 228,500 円未満	50,140	49,280	36,350	36,000	36,450	36,170
D15	228,500 円以上 267,500 円未満	50,980	50,110	36,350	36,000	36,450	36,170
D16	267,500 円以上 327,500 円未満	51,490	50,610	36,350	36,000	36,450	36,170
D17	327,500 円以上	52,000	51,110	36,350	36,000	36,450	36,170

(※) 配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除などの適用前の税額

平成27年度 延長保育料

■標準時間認定

標準時間(11時間)を超える7:00-19:00までの利用 で 100円/30分(上限2,000円)  
(開所時間が18:30までの施設は18:30までの利用)

例: 標準時間の時間帯が7:30-18:30までの施設

時間帯	延長保育料金	上限
7:00 - 7:30	100円/30分	2,000円
18:30 - 19:00	100円/30分	

■短時間認定

①短時間(8時間)を超えて標準時間(11時間)までの利用 で 50円/30分

①と②をあわせ、上限2,000円

②標準時間(11時間)を超える7:00-19:00までの利用 で 100円/30分  
(開所時間が18:30までの施設は18:30までの利用)

例: 短時間の時間帯が8:30-16:30

標準時間の時間帯が7:30-18:30までの施設

時間帯	延長保育料金	上限
7:00 - 7:30	100円/30分	2,000円
7:30 - 8:30	50円/30分	
16:30 - 18:30	50円/30分	
18:30 - 19:00	100円/30分	

※私立保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育の19:00以降と保育ママの7:00-7:30、18:30-19:00の延長保育料金については、直接、各施設に確認してください。